

- (4) 前掲『中央大学史資料集第一集』三四頁。
- (5) この一八九〇年の学則改正は「趣旨」に適合した学科目課程を再編、整備したもので、在外生規則および付則についての改正はなんら行われていない。
- (6) 前掲『中央大学史資料集第一集』四七頁。
- (7) 同右。
- (8) 『朝野新聞』明治二四年九月二九日付、第五四一九号。

六 在外生制度から在外員制度へ

東京法学院は、すでに見たように、校外生制度を在外生制度へ改めてから二年後に「在外員」という名称を広告で使用していた。そして、この名称は対社会的に使用されてはいるが、学則上は改められていないことも見たとおりである。しかし、そうであるからといってこの名称が通称のままにとどまっていたわけでもない。その後の推移を見ると、在外員の名称が正規のものとなり、在外生制度は在外員制度へと改められていったのであった。その点を以下検討してみることにしよう。

在外生制度から在外員制度への改正が行われたことを知ることのできるもつとも古い史料は、『中央大学史資料集第一集』に収載されている一八九七年（明治三〇）の「東京法学院学制一覽」である。⁽¹⁾ この「東京法学院学制一覽」には「明治三十年七月改正」とあるが、その改正内容の細部について、とりわけ、この時在外生制度から在外員制度への改正が行われたのか否かについては、明らかではない。また、この時の改正までの間にすなわち一八九一年以後の一八九七年までの間に、東京法学院は、すくなくとも一八九四年、一八九五年、そして一八九六年と三度学則改正

を行っているが、やはり、在外生制度から在外員制度への改正を行ったことを示す史料は残されていないのである。⁽²⁾
それでは、在外生制度から在外員制度への切り替えはいつ行われたのであろうか。この点について関連史料を見ていくと、つぎの一八九二年（明治二五）における東京法学院の広告が一つの手がかりを与えているように思われるので、それを見てみることにしよう。⁽³⁾

東京法学院

○趣 旨

本院は帝国法律の実地応用を練習せしむること及び一般政治思想の養成を望むものに有益の学理を授くることを目的とし本邦制定の法律を教授するの外学理の深奥を極め実地応用の鍛練を得せしめんか為め広く英仏独の法律を参照し邦語又は外国語を以て講授す

○始業 期 日（学則第五条により九月十一日より始業す

○入 学 生 募 集
本院設置の英語法学科邦語法学科共入学を許す志願の者は本院教務掛に申込むへし但入学試験を望まざる者は員外生として何時にても入学を許す

○講義録 発 兌

本院講義録は遠隔の地方にあり又は業務の為め参院して講義を聴く能はざる者の便を図り各級とも毎月三回本院講師の講義を筆記して之を印刷に付し広く同感諸士に頒つものなり在外員となりて講義録の配付を受けんと欲するものには何時にても之を許すへきに付き本院講義録掛に申込むへし

○学科課目

民法商法刑法刑事訴訟法民事訴訟法等重要な科目は特に講坐を設け責任講師をして専ら其責に当らしめ学生の専攻に便にす科目の詳細を知らんと欲する者は本院教務掛に就き承合するか又は規則書に就て見るへし

本学年より実行する学制改良の要概左の如し

学生勤惰調査

本院は学課目上大に改良を加へ生徒の取締を厳にし毎月其勤惰を調査し保証人に照会し且つ其勤惰の如何を以て試験のとき評点を附するの参考となす

懸賞論文

本院は懸賞論文の制を設け在院生及び在外員に其論文を徴す

在外員の特権

本院は在外員のために嘱託試験の法を設け本院講師の在留せる地方に於ては其講師に在外員の試験を嘱託し及第の者には証書を送附す○及第する者は院友に準す

學術講談

本院は在院生在在外員及び院友のために毎月一回内外の学士を招き大演説会を開く

研究科設置

本院は卒業生のため特に研究科を置き卒業の後尚一層高尚の研究を為さんと欲する者の便に供す研究科を卒へたる者にハ別に証書を授与す

夏期臨時講談

本院は夏期休暇中臨時講習科を置き在院生にして休暇中と雖とも勤学せんと欲する者のために科外の講義を為す

新科目設置

本院は学科目中に国家学財政学及び本邦制度の三科を増加し且つ講義録に掲載す

学生奨励

本院は学科目中に論文の一科を置き時々生徒をして論文を作らしめ試験の評点に加ふ

書籍刊行

本院は重要な著書を刊行し生徒修学の便に供す

講義録改良（本院講義録八大に面目を改めページを増し掲載すべき科目を増加す

特待生の制

- 一、 學術優等品行方正なる学生を択ひて本院の特待学生とす
- 二、 特待学生ハ毎学年末其学年試験の成績に因り講師會議に於て之を定む
- 三、 特待学生は授業料を徴取せず

●●規則書望の者は郵券二銭を添へて申込へし

東京市神田区錦町二丁目二番地（電話番号四百二十八）

明治二十五年九月

特別認可 私立東京法学院

以上引用した広告についてまずいえることは、「本学年より実行する学制改良の要概」と明言されているように、この一八九二年にも学則改正が行われたということである。そして、この学則改正の具体的内容として「学生勤惰調査」以下一一の項目が列挙されていることよりして、それは、一八九〇年のカリキュラムの改定に次ぐ大幅な学則改正が行われたことを示しているのである。しかも、この一八九二年の改正学則を史料として見ることができない現在においては、この広告が改正内容を伝える唯一のものとなっているのであり、その意味において重要な史料といえるであろう。⁽⁴⁾

とくに、それまでの在外生に代わって在外員という名称が五か所で使用されていることは、それが単なる通称ではなく、学則上あるいは規則上も在外生から在外員という名称に改められたことをうかがわせるのに十分なものがある。それが前年の広告で初めて使用された時には、まだ誤植の可能性もないわけではなかったが、この広告をふまえるか

ぎり、誤植でも通称でもなく、在外生に代わる新しい名称として意識的に使用されているということが出来る。「學術講談」の項目にある「在院生在外員及び院友」という表現は、まさしく、この一八九二年に、在外生制度を改正して在外員制度としたことをもものがたっているのであった。

さらに注目を引くのは「在外員の特権」という項目である。すでに見たように、英吉利法律学校創設当時から校外生がそうであったように、東京法学院の在外生にも在院生と同様に試験が受けられることとなっていた。そして、その試験については、一八八九年（明治二二）の学則第三八条に「但試験ハ本院ニ於テ執行ス」という但し書きが新たにくわえられていた。ところがこの広告では、在外員の特権として新設の「嘱託試験」を受験できること、そしてこの「嘱託試験」に及第した在外員は「証書」をえることができることと述べられている。この「証書」が就学証書にくわえて卒業証書までも意味しているのかなお定かではないが、「及第する者は院友に準ず」という表現からすると卒業証書も含まれていると見ても誤りではないであろう。

それにしても、東京法学院の施設で行うこととしていた試験を、講師所在の地においても行えるようにしたのは、どのような理由によるのであろうか。在外生が在外員と改称されてくる背景として、教育制度体系の整備、確立の過程で通信教育という教育方法がしだいに変則的で従的なものと位置づけられてくることはすでに指摘したところであるが、このような動向は、在外生制度の比重がきわめて高い東京法学院に多大な影響を及ぼさずにはおかない。ましてや、他の私立法律学校が英吉利法律学校にならってしだいに通信教育制度を実施するようになってきているとすれば、将来的に在外生が減少することも考えられるのであり、この問題について関係者の間で検討が進められたことは想像に難くない。創立時の趣旨を改変し英米法教授から帝国法律教授へと教育内容の転換が図られたことにより、一

面においては時代の動向に効果的に対応できるようにもなったが、それは他面において特色ある教育を失わせることともなったのである。すなわち、趣旨の改変により、法律系通信教育の領域での競争が避けられずれば、在外生制度について新たな魅力ある措置を講じることが必要であり、それがこの「嘱託試験の法」の新設というかたちで具体化されたと思われる。

校外生および在外生が、当時において、どのくらい試験を受け就学証書あるいは卒業証書を手にしたかは一切不明であるが、試験が学校の施設で実施されているかぎりにおいて、その割合は決して高くはなかったと見てもよいであろう。したがって、今日の通信教育においてもなお地方試験が通例となっているように、「本院講師の在留せる地方」の範囲で地方試験実施に先鞭をつけたのは画期的なことであり、新たな在外員制度のスタートを飾るにふさわしい措置であったということができる。

以上見たように、一八九二年に在外生制度を在外員制度に改め、その特色として嘱託試験制が導入されたことは明らかとなったが、その他の点についてはどのような内容となっているのであろうか。切り替え時の史料は散逸しているので、前述の一八九七年の「東京法学院学制一覽」をもとにして在外員制度の内容を検討してみることしよう。

この一八九七年の「東京法学院学制一覽」は、「東京法学院学則」という表題のもとに、創設期の趣旨に相当する「摘要」を最初に掲げ、ついで以下の四つの規程がそれに続くかたちとなっている。

◎邦語法学科及英語法学科

第一章 学科及学暦

第一条～第三条

第二章	生徒及院友	第四条〜第七条
第三章	入学、在学、退学	第八条〜第一八条
第四章	試験	第一九条〜第二三条
第五章	学費	第二四条〜第二九条
第六章	特待生及貸費生	第三〇条〜第四〇条
第七章	教場心得	第四一条〜第四四条
第八章	補則	第四五条
◎高等法学科		第一条〜第一五条
◎東京法学院法学会議		第一条〜第四条
◎在外員規則		
第一款	講義録	第一条〜第六条
第二款	入学、在学、退学	第七条〜第一六条
第三款	学費	第一七条〜第二三条
第四款	質問	第二四条〜第二九条

表題にある「東京法学院学則」に則るかぎり、この四つの規程が学則の内容を構成していると見て誤りではないと思われるが、そうであるならば、前述の一八九四年（明治二七）の改正学則に含まれていなかった在外員規則は、改

めて学則の一部として位置づけられたということになるであろう。もっとも、広い意味での学則と狭い意味でのそれとをとくに区別していないとすれば、この「東京法学院学則」は広い意味でのまさに「東京法学院学制」となるのかもしれないし、また「在外員規則」も、今日の「中央大学通信教育部学則」に相当する独立の規程として位置づけられているということにもなるであろう。ともあれ、その内容をつぎに見ることにしよう。

◎在外員規則

第一款 講義録

第一条 遠隔ノ地方ニ在リ又ハ業務ノ為メ参院シテ親シク講義ヲ聴ク能ハサル者ノ便ヲ計リ在外員ノ制ヲ設ケ本院ノ講義筆記ヲ印刷シテ之ヲ頒ツ

第二条 講義録ハ第一年級講義録第二年級講義録第三年級講義録ノ三種トス

第三条 第一年級講義録ハ毎月二ノ日ニ発兌シ第二年級講義録ハ毎月五ノ日ニ発兌シ第三年級講義録ハ毎月八ノ日ニ発兌ス

第四条 講義録ハ都テ一冊ノ紙数九十「ページ」以上トス

第五条 講義録ハ講義ヲ掲載スルノ外本院ノ記事及広告類ヲ掲載スルモノトス

第六条 在外員ノ学年ハ十月一日ニ始マリ翌年九月三十日ニ終ル

第二款 入学、在学、退学

第七条 何人ニ限ラス本規則ニ従ヒ在外員タラント欲スル者ハ試験ヲ要セス何時ニテモ入学ヲ許ス

第八条 在外員タラント欲スル者ハ下ニ掲クル雛形ニ依リタル在学証ニ束脩並ニ一ヶ月分ノ月謝金ヲ添へ申込ム
ヘシ

但月謝金ハ一度ニ数ヶ月分ヲ前納スルモ妨ケナシ
(用紙半紙)

<p>一銭 印紙</p>	<p>在外員第一(若クハ二、三)年級在学証</p>
<p>私儀今般貴院へ入学御許可相成候上ハ在学中御規則堅ク相守可 申候仍テ証書如斯候也</p>	
<p>年 月 日</p>	<p>族籍現在所</p>
	<p>姓 名 印</p>
	<p>何年何月何日生</p>
<p>東京法学院御中</p>	

第九条 各級ヲ兼修スルモ妨ケナシト雖モ各級毎ニ更ニ在学証書ヲ差出シ各別ニ入学ノ手續ヲ為スヘシ
但各別ニ束脩ヲ要セス

第十条 本院在外員タル者ニハ其望ニヨリ在外員タルノ証ヲ附与ス

第十一条 在外員ノ教科及修業年限ハ在院生ニ準ス

第十二条 在外員ニハ其修ムル級ノ講義録ヲ発兌毎ニ配付スヘシ

但講義録ハ第三条ニ規定シタル期日ニ必ス発兌スヘキニ付キ其到着スヘキ当日ヨリ起算シ一週間ニ及フモ尚

ホ到達セサルトキハ其旨本院在外員係へ申出ツヘシ

第十三条 在外員ニシテ卒業証書ヲ得ント欲スル者ハ其学年ノ終ル前ニ申出テ各学年ノ終若クハ第三学年ノ終ニ於テ試験ヲ受クヘシ

但試験ハ本院内若クハ地方便宜ノ場所ニ於テ執行ス

第十四条 在外員ノ本院ニ対スル信書ハ都テ何年級在外員ノ肩書ヲ記入スヘシ

第十五条 住所ヲ転シ又ハ氏名ヲ改称シタル者ハ速ニ本院在外員係へ通知スヘシ

第十六条 退学セント欲スルトキハ其旨本院在外員係ニ届出ツヘシ

第三款 学費

第十七条 在外員ハ入学ノ際束脩金五拾銭ヲ納ムヘシ

第十八条 在外員ハ月謝金五拾銭トシ必ス毎月翌月分ヲ前納スヘシ若シ前納セサルトキハ講義録ノ配付ヲ見合スヘシ

第十九条 将来講義録ノ印刷費逋送費等増加スルトキハ予メ通知シテ相当ノ増金ヲ納メシムルコトアルヘシ

第二十条 月謝金不納二个月以上ニ及フトキハ退学者ト看做スヘシ故ニ再ヒ送本ヲ乞フ者ハ更ニ入学ノ手續ヲ為スヘシ

第廿一条 本人ノ都合ニヨリ退学シタルトキ既ニ領取シタル月謝金ノ残額アレハ相当ノ講義録ヲ送付シ現金ヲ以

テ返付セス

第廿二条 月謝金ヲ為替トシテ送致スル者ハ東京市神田区錦町二丁目二番地東京法学院会計係へ宛テ必ス東京市神田郵便支局へ向ケテ振込ムヘシ

但月謝金ヲ送致スルトキハ講義録ノ冊尾ニ附着シタル納付証ヲ切取り記入ノ上必ス之ヲ添フヘシ

第廿三条 東脩月謝金ハ郵便切手ヲ以テ納付スルコトヲ許サス

第四款 質問

第廿四条 在外員ハ講義録ニ登載スル諸課目ニ就キ疑問アルトキハ通信ヲ以テ之ヲ質スコトヲ得

但擬律擬判ノ問ニ対シテハ一切答案ヲ付セサルモノトス

第廿五条 質問信書ニハ講義録ノ号数(合本ニ為シタル為メ号数ノ見出シ難キトキハ此限ニアラス)課目頁数ヲ示シ疑問ノ要点ヲ明瞭ニ記載スヘシ

第廿六条 凡テ質問ハ質問委員ニ於テ其難易ヲ判別シ主旨自ラ明瞭ナリト認メタルモノ若クハ質問通信ノ文意了解シ難キモノハ答案ヲ付セサルヘシ

第廿七条 質問答案ノ参考ニ益アリト認ムルモノハ時々講義録ノ紙尾ニ登録スヘシ

第廿八条 質問信書ハ本院質問委員ニ宛テ郵送スヘシ

第廿九条 講義録刊行其他在外員ニ関スル事務ハ本院夏期及冬期休業中ト雖モ取扱フヘシ

以上の一九七七年の在外員規則を改正直前の一九九一年の在外生規則と比較してみると、在外生から在外員への名

称変更にとまなう字句の修正以外につきの相違が指摘できる。まず第一は、在外生規則（全二五か条）と同付則（全六か条）とに分かれていたものを在外員規則（全二九か条）に統一し、各条文を整理しなおしたということである。第二は、各条文につけられていた見出しを削除したということである。第三は、講義録の発兌について、各学年とも毎週一回（第一年級月曜日、第二年級水曜日、第三年級金曜日）としていたものを、それぞれ毎月三回（第一年級二日の日、第二年級五日の日、第三年級八の日）に変更したことである。第四は、第二の発兌回数減少と関係していると思われるが、講義録の紙数について、六〇頁を限度とする基準を九〇頁以上とする基準に改めたことである。第五は、退学者の前納月謝金について、退学月のみ返付しないとあったものをいっさい現金では返付せず、残額相当分は講義録の発送をもって代えるとしたことである。第六は、在外員に対して在外員証を交付するようにしたことである。第七は、すでに見たように、東京法学院の施設で行っていた試験を拡充し、地方便宜の場所でも実施できるようにしたことである。

これらの相違については、講義録発行や納付金の会計事務に関するものも見られるが、第一の点の改正が単なる規程の整備にとどまらないところのいわば学制中における通信教育制度の在り方の変容を示している意味で重要といえるであろうし、また、第七の点の地方試験制度の導入も、「在外員の特権」と銘打つにふさわしい画期的な改革であったと評価することができるであろう。

一八九二年に在外生制度を改革して在外員制度と改めた東京法学院は、翌一八九三年一月二十九日、判事検事登用試験規則第五条の適用を受ける司法省指定学校となり、その社会的評価をいっそう高めていったが、なかでも在外員制度は、恵まれない環境にある青年たちに国家がいまだ手をさしのべていない段階で、かれらに高等教育の機会を提

供し、かれらを有用な人材として養成することを通して社会に貢献していったのである。

それでは、学校の維持運営面での寄与も大きいこの在外員制度のその後について、つきに見てみることにしよう。

注

(1) この「東京法学院学制一覽」は前掲『中央大学史資料集第一集』の六〇頁と六一頁の間に折り込まれている。

(2) 一八九四年の学則改正は、すでに指摘したように、通信生に関する規則を学則から削除した改正であり、学則外の諸規則は知ることができない。つぎの一八九五年の学則改正は「課定表」すなわちカリキュラムの改正であり、通信生についての改正は行われていない(同右、四七―五七頁)。また、一八九六年の学則改正は、後述のように、この「東京法学院学制一覽」にある学則を制定した改正と見てよいであろう(同右、七六頁)。

(3) 『法学新報』第二〇号、一八九二年一月。

(4) 特待生制度については、後年の一九〇三年八月、『法学新報』臨時増刊第一三卷第九号として発行された「東京法学院大学学制一覽」の「沿革略」の中で、一八九六年八月に学則改正を行い「学生奨励ノ為メ特待生ノ制ヲ設ク」と記されているが、この一八九二年の東京法学院の広告にあるように、特待生制度はこの年から設けられたと見るべきであろう。

七 大学組織に対応した在外員制度へ

一八九二年(明治二五)の制度改革によって新たに出版した在外員制度の実状については、目にできる史料にも制約があり、その詳細を知ることにはなかなか困難である。ただ、東京法学院がこのころ文部省に提出した書類の中には在外員に関する報告も散見されるので、それらの検討を通して実状の一端をうかがってみることにしよう。

すでに取り上げた一八九七年(明治三〇)の「東京法学院学制一覽」は、文部省が同年一〇月九日付で東京府知事に通牒した「公私立尋常中学校及技芸学校ニ関スル事項取調」等の一環として作成されたものであった。文部省の調

査事項は、公私立尋常中学校、専門学校および技芸学校について、(1)生徒と職員に関する事項、(2)収入支出予算に関する事項、(3)校地校舎の図面、(4)生徒に使用させる教科用図書および参考用図書、(5)現行諸規則と学科課程表の五項目からなっていて、専門学校に区分される東京法学院関係の書類は翌年四月に府知事を経由して文部省に提出されている。そして、この書類の中に、在外員に關係するものとして「東京法学院在外員生徒調 明治三十年十一月一日調」と「東京法学院予算調明治三十一年度（自明治三十年九月至明治三十一年八月）」の二つの報告が含まれているのであった。これら東京法学院の在外員に關係する二つの報告については、この一八九七年だけにとどまらず一八九八、一九〇〇年の三年分が今日明らかとなっている⁽¹⁾。したがって、この文部省の調査は、少なくとも一八九七年から四年間は継続して実施されたものと見てよいであろう。

この文部省から東京府を経由して照会があった東京法学院の三年分の「在外員生徒調」をまとめたものが表2である。また、同じく三年分の「予算調」のうちの「収入之部」をそれぞれまとめたものが表3、4、5であり、とくにそのうちの在外員關係収入予算・決算部分だけをさらにまとめて作成したものが表6である。

まず表2の在外員数についてであるが、三年分とも入学志願者数と現在数が一致しており、したがって、各学年とも全員が毎年入学を志願しているような報告となっている。しかし、在外員規則第一条の「在外員ノ教科及修業年限ハ在院生ニ準ス」という規定をふまえると、在外員の修業年限は三か年となるのであり、なぜこの二つの人員数が一致する報告となったのかは明らかではない。

つぎに表3、4、5のうち在外員關係を取りだした表6についていえば、在外員の月謝は五〇銭、一人年間六円を納入するとして、明治三〇年度（二九年九月～三〇年八月）は、五五三八円五〇銭の月謝収入決算であるから、毎月平均

表2 東京法学院在外員調

	入学志願者数	現在数	平均年齢	学級教
1897年(明治30)11月	968人	968人	25歳	3
1898年(明治31)11月	1099	1099	25	3
1900年(明治33)10月	1993	1993	不明	3

表3 明治31年度(30年9月~31年8月)東京法学院予算調

収 入	31年度 予 算	30年度 決 算	増 減	備 考
在院生 授業料	円 9631.00	円 8797.00	円 834.00	延人数7981人の内2481人は月謝金1円とす、此金2481円也。 5500人は月謝金1円30銭、此金7550円也。
在外員 月 謝	5342.00	5538.50	▲196.50	延人数10684人、月謝金50銭ずつ、此金5342円。
束 脩	1549.00	1562.00	▲ 13.00	578人は1人に付き金2円、786人は1人に付き金50銭。
雑収入	145.00	145.00	0	入学試験者310人、1人に付き金30銭。不用品払下代金52円。
合 計	16667.00	16042.50	624.50	

九二三人強の在外員が在籍していたこととなる。翌三二年度(三〇年九月~三一年八月)は五三四二円の月謝予算を組み、毎月平均八九〇人の在外員を見込む一方、同入学者の方は七八六人を予定している。しかし同年度の決算を見ると、毎月平均一〇九九人の在外員が在籍し、表2の同年度の在外員入学生数と一致する結果となっている。三二年度については、月謝予算六四二五円、毎月平均一〇七〇人の在外員、同入学生九三〇人の見込みとなっているが、決算数値は明らかではない。それに対して三三年度の場合は、予算数値はわからないが、決算では毎月平均一九九三人の在外員が存在し、一一九四四円の月謝収入がえられている。

中央大学における戦前の通信教育（菅原）

表4 明治32年度（31年9月～32年8月）東京法学院予算調

収 入	32年度 予 算	31年度 決 算	増 減	備 考
在院生 授業料	円 10861.00	円 9935.00	円 926.00	延人数7997人の内、697人は月謝金1円、此金697円。3930人は月謝金1円30銭、此金5109円。3370人は月謝金1円50銭、此金5055円。
在外員 月 謝	6425.00	6594.00	▲169.00	延人員12850人、月謝金50銭、此金6425円。
束 脩	1899.00	1936.00	▲ 37.00	717人は1人に付き金2円、930人は1人に付き金50銭、此金1899円。
雑収入	200.00	157.01	42.99	入学試験者478人、1人に付き金30銭、此金143円40銭。不用品払下代金56円60銭。
合 計	19385.00	18622.01	762.99	

表5 明治34年度（33年9月～34年8月）東京法学院予算調

収 入	34年度 予 算	33年度 決 算	増 減	備 考
在院生 授業料	円 15645.00	円 13949.00	円 1696.00	延人数10610人の内、60人は月謝金1円、此金60円。1200人は月謝金1円30銭、此金1560円。9350人は月謝金1円50銭、此金14025円。合計15645円。
在外員 月 謝	11955.00	11944.00	11.00	延人数23910人、月謝金50銭、此金11955円。
入学料 (束脩)	2480.00	2497.00	▲ 17.00	890人は1人に付き金2円、此金1780円。1400人は1人に付き金50銭、此金700円。合計2480円。
雑収入	216.00	207.00	9.00	入学試験者580人、1人に付き金30銭、此金174円。不用品払下代金42円。
合 計	30336.00	28597.00	1739.00	

続く三四年度については、月謝予算一一九五円、毎月平均一九九二人の在外員、同入学生一四〇〇人の算定となっているが、表2の報告によれば、同年度始めの一〇月時点で一九九三人の入学生があり、予算上の在外員月謝がほぼえられることが确实となっている。

したがって、三年分の各年度総収入に占める在外員関係収入についていえば、予算上での比率と決算における比率とは大きな相違は生じていないと見てよいであろうし、数値としては三割五分から四割前後の比率を占めているといふことができる。その意味で、東京法学院時代においても、通信教育の財政上の比重は依然として大きいものがあると同時に、その社会的役割についても、在外員入学生数が年々増加していることから明らかのように、高等教育の機会均等、なかならず法律知識の素養や法律実務の習得を求める青少年の要請に十分に応えていたといふことができるであろう。

ところで、東京法学院は、さきに見た一八九七年（明治三〇）七月の学則を改正することとし、文部大臣宛に一八九九年（明治三二）七月二六日付でその認可を求める願書を提出した。その認可願には「明治二十九年七月三十一日附ヲ以テ東京府知事ノ認可ヲ得タル本院学則今般別冊ノ通相改メ次学年（来ル九月）ヨリ実施仕度候ニ付御認可被成下度此段明治三十二年文部省令第三十四号ニ依リ奉願候也」とあり、これより一八九七年の学則はその一年前に改正され認可を受けていたことが知られる。この認可願は記載上の不備から八月一〇日に追願書を再提出し同月一四日に認可の運びとなった。改正の要点は、在院生を「中学校若クハ之ト同等已上ノ学校ノ卒業証書ヲ有シ又ハ乙種試験ニ合格シテ入学シタル生徒」である特別生と「甲種試験ニ合格シテ入学シタル生徒」である普通生とに区別し、前者の特別生に徴兵猶予の特典を付与することにあつた。また、在外員規則については、(1)「款」を「章」に、(2)「束脩金」

表 6 東京法学院在外員関係收支予算・決算〈明治30年度～34年度〉

	在外員月謝（1人月謝50銭）			在外員束脩（1人50銭）		在外員関係	各年度収入	各年度収入に占める在外員関係収入の比率
	収入	延人数	月平均人数	収入	入学者数	収入小計	合計	
明治	円	人	人	円	人	円	円	%
30年度予算	—	—	—	—	—	—	—	—
決算	5538.50	10767	923.0	—	—	—	16042.50	—
31年度予算	5342.00	10684	890.3	393.00	786	5735.00	16667.00	34.4
決算	6594.00	13188	1099.0	—	—	—	18622.01	—
32年度予算	6425.00	12850	1070.3	465.00	930	6890.00	19385.00	35.5
決算	—	—	—	—	—	—	—	—
33年度予算	—	—	—	—	—	—	—	—
決算	11944.00	23888	1990.6	—	—	—	28597.00	—
34年度予算	11955.00	23910	1992.5	700.00	1400	12655.00	30336.00	41.7
決算	—	—	—	—	—	—	—	—

を「入学金」または「入学料」にそれぞれ改めたことと、(3)在学証の印紙料金を一銭から二銭に改定しただけの三点にとどまっている。

東京法学院時代の在外員については、残念ながら以上取り上げた事柄しか判明していないので、つぎに東京法学院大学時代を見てみることにしよう。

一八九九年八月の私立学校令に続く一九〇三年三月の専門学校令の制定、公布により、東京法学院は東京法学院大学と名称を改めることにし、同年八月一二日、社団法人東京法学院大学設置および校名改称の認可をうけた⁽³⁾。これにより学則も改まり、学部と専門部の二部門制が制度化された。学部には本科と予科がおかれ、中学卒業後一か年半の予科を終了して三年の本科に入学し、これを卒業すれば学士号が授与されることとなった。また、専門部に入学する中学卒業者の修学期間は三年であった。他方、在外員規則についてもつぎのように改められている⁽⁴⁾。

東京法学院大学在外員規則

第一条 遠隔の地方に在り又は業務の為め登校して親しく講義を聴く能はざる者の便を計り在外員の制を設け本大学の講義筆記を印刷して之を頒つ

第二条 講義録は第一年度講義録、第二年度講義録、第三年度講義録の三種とす

第三条 第一年度講義録は毎二の日、第二年度講義録は毎五の日、第三年度講義録は毎八の日を以て一个月各級三回宛発兌す

第四条 講義録は一冊の紙数九十「ページ」以上とす

第五条 講義録の末号に至り尚ほ完載し得ざる科目あるときは直ちに号外を発売して之を完結せしむ

但し号外に対しては別に費用を徴せず

第六条 講義録は講義を掲載するの外法律経済に関する学術上の記事及び広告類を掲載するものとす

第七条 在外員の学年は十月一日に始まり翌年九月三十日に終る

第八条 何人に限らず此規則に従ひ在外員たらんと欲する者は試験を要せず何時にても入学を許す

第九条 在外員たらんと欲する者は下に掲ぐる雛形に依り作成したる在学証に一个月分の月謝金を添へて申込む

へし

（用紙半紙）

印紙

在外員第一（若クハ二、三）年級在学証

私儀今般貴大学在外員トシテ入学御許可相成候上ハ在学中御規則堅ク相守可申候仍テ証書如斯候也

年 月 日

族籍現在所

姓 名 印

何年月日生

東京法学院大学学長 殿

- 第十条 在外員は各級を兼修することを得此場合に於ては毎級各別に在学証を差出すへし
- 第十一条 在外員の教科及び修業年限は本大学専門科生に準ず
- 第十二条 在外員には其所屬学級の講義録を發兌毎に配付すへし
- 但し講義録は第三条に規定したる期日に必ず發兌すへきに付き其到達すへき当日より起算し一週日に及ぶも尚ほ到達せざる時は其旨在外員係へ申出つへし
- 第十三条 在外員の本大学に対する信書は凡て第何年級在外員の肩書を記入すへし
- 第十四条 在外員其住所を転し又は氏名を改称したるときは速に在外員係に通知すへし
- 第十五条 在外員退学せんと欲するときはその旨学長に届出つへし
- 第十六条 在外員は月謝金五十銭とし必ず毎月末日迄に翌月分を前納するを要す但し一回に数个月分を前納するも妨なし
- 月謝金を前納せざるときは講義録の配付を停止すへし
- 第十七条 月謝金は郵便切手を以て納付することを許さず
- 第十八条 将来講義録の印刷費又は遞送費等増加するときは予め通知して相当の増金を納付せしむることあるへし
- 第十九条 月謝金の不納二个月以上に及ぶときは退学者と看做すへし
- 前項の場合に於て再び送本を請ふ者は更に入学の手續を為すへし
- 第二十条 本人の都合に依り退学したるとき既に領収せる月謝金の残額あれば相当の講義録を送付し現金を以て

返還せず

第二十一条 月謝金を為替として送付する者は東京市神田区錦町二丁目二番地東京法学院大学会計係に宛て必ず

東京市神田錦町郵便受取所へ向けて振込むへし

但し月謝金を送付するときは講義録の冊尾に附着したる納付証を切り取り記入の上之を添ふへし

第二十二条 在外員には其望に依り在外員の証を付与す

第二十三条 在外員にして専門科別科生に転せんと欲する者は試験の上相当級に入学を許す

但し学則第三十七条第一号の資格を有する者は試験の上専門科正科生として相当級に入学を許す

第二十四条 六个月以上在外員と為り現に継続する者にして校内生に転するときは入学料を要せず

第二十五条 在外員にして卒業証書を得んと欲する者は其学年の終る前在外員係に申出て各学年若くは第三学年

の終に於て試験を受くへし

第二十六条 在外員試験は便宜各地方に於て挙行すへし

但し試験挙行の場所は予め本大学に於て之を指定すへし

第二十七条 在外員卒業員にして専門科別科生と為り修学せんと欲する者は試験を要せず第三年級に、在外員第

二年級学年試験及第者は第二年級に、在外員第一年級学年試験及第者は第一年級に入学を許す但し学則第三十

七条第一号の資格を有する者は専門科正科生として相当級に入学を許す

前項の者にして同等級以上に編入を請ふときは特に試験を挙行して許否を決定すへし

第二十八条 在外員にして三学年を終了したる者は望に依り特に専門科別科生第三年級の編入試験を受けしむ但

し三級兼修者は当該学年の十二月末日迄に入学したる者に限る

前項の規定に依り専門科別科生に編入するには学則第三十七条第一号の資格を有することを要す

第二十九条 在外員には其参考に供する為め本大学の発兌に係る書籍を総て特価にて売渡すへし

第三十条 在外員は講義録に登載する諸課目に付き疑問あれば通信を以て之を質すことを得
但し擬律擬判に係るときは一切答案を付せざるものとす

第三十一条 質問書は凡て本大学質問委員に宛て送付すへし

第三十二条 質問書には講義録の号数(合本ニ為シタルタメ号数ヲ見出シ難キトキハ此限ニ在ラス) 課目竝に頁数を示し疑問の要点を明瞭に記載すへし

第三十三条 質問の主旨自ら明瞭なりと認めたるもの若くは質問通信の文意了解し難きものは解答を付せざるへし

第三十四条 質問解答にして参考に供するの価値ありと認むるものは時々講義録に掲載すへし

第三十五条 講義録刊行其他在外員に関する事務は夏期及び冬期休業中と雖も之を取扱ふへし

以上の改正在外員規則を一八九九年のそれと比較してみると、相違点としてつぎの四つの点をあげることができる。まず第一は、旧規則にあった章区分が廃止され、全二九条から六か条増えて全三五条となっていることである。第二は、旧規則第八条で定めていた入学時における入学料徴収が廃止されていることである。第三は、講義録について新しく第五条を設け、講義科目筆記登載が完結していない場合には号外を追加刊行し、それに対しては在外員からその

表7 東京法学院大学府県別在外員数〈明治37年度〉

東京府	1182人	青森県	152人	大分県	104人	宮崎県	64人
北海道	392	熊本県	146	長崎県	104	佐賀県	52
台湾	356	静岡県	140	山口県	96	滋賀県	50
千葉県	278	香川県	140	鳥取県	90	秋田県	46
長野県	242	愛知県	134	愛媛県	88	奈良県	46
兵庫県	222	岐阜県	134	群馬県	88	沖縄県	24
大阪府	212	埼玉県	132	富山県	84	韓国	52
新潟県	204	山形県	128	岩手県	82	清国	22
京都府	184	福島県	124	石川県	80	米国	16
宮城県	180	三重県	118	福井県	74	南洋	14
神奈川県	168	高知県	116	福岡県	74	ハワイ	14
広島県	166	栃木県	114	島根県	70		
岡山県	162	山梨県	112	和歌山県	64	合計	7462人
茨城県	158	徳島県	104	鹿児島県	64		

（『中央大学二十年史』より）

費用を徴取しないということを示すことによって、講義録刊行の責任をはたすようにしたということである。第四は、これが入学料の廃止とならんで主要な改正点となっているのであるが、専門部の新設に対応するかたちで在外員を位置づけたということである。すなわち、第一一条で、在外員の教科及び修業年限を専門科生に準じることとし、そして、第二三・二七条で、在外員から校内生に転じるにあたっては、その資格に応じて専門科の正科生または別科生の相当級への入学を許可することとし、また第二七条で、在外員卒業生については無試験で専門科の第三年級への入学を許可することとしたのであった。

第二の点についていえば、一九〇一年（明治三四）八月の在外員募集記事に「在外生は入学料を要せず、無試験にて何れの級なりとも志願者の望に任せて入学を許すものなり」とあるところよりみて、二年前の段階で在外員の入学料はすでに廃止されていたと思われる。⁽⁵⁾ともあ

れ、このころの総収入に占める在外員入学料収入は予算上七パーセント前後の比率を占めており（表6）、入学料の廃止による減収は、学校経営上好ましくないことはいうまでもない。しかし、この一九〇三年（明治三六）の規則改正により在外員の位置づけが定まってくることから明らかのように、年々増加する在外員の成績はけっして低いものではなかったし、社会での活躍もめざましいものがあつた。ましてや、「中学ノ教育近来漸ク發達シ本年ニ入りテ卒業業者ハ万ヲ数フルニ至リタルニ拘ハラス国家ノ高等教育ニ関スル設備未タ整ハサルカ為メ此等中学卒業業者ニシテ更ニ高等ノ学ニ志スモ其意ヲ達スルコト能ハサル者年々其数ヲ増セリ」という背景があつたとすれば、⁽⁶⁾入学料の廃止は、高等専門教育機関としての東京法学院大学の通信教育に対する基本姿勢を示すものとして高く評価することができる改革なのであつた。

在外員の成績については、この一九〇三年の時点で、つぎのように述べられている。⁽⁷⁾

在外員は年と共に其数を増加し今や日本全国は勿論清、韓兩國南洋諸島南北両米等の各地に散在して既に其業を了へたる者及び現に修学中の者を合せて十数万の多きに達せり是故に在外員の成績に付ては其詳細を尽すに由なしと雖も現に卒業者にして諸種の高等試験に合格し高等文官、司法官、弁護士たる者指を屈するに違あらず其他政治に実業に其学ひ得たる智識を利用する者の多きは卒業後尚ほ通信に依りて或は直接に或は法学新報に屢々質問を試むる等毫も研鑽の念を絶たざるを見て之を知るべく又学則に依り校内生に転したる者は概ね成績良好にして幾多俊秀の士を出せり

かつて在外員であった者および現に学びつつある在外員は延べ十数万を数え、各府県はもちろん中国、韓国、南洋諸島、南北アメリカ大陸にまで散在しているところに、在外員のすそのの広さが示されている（表7）。成績優秀な在外員の中には、学年試験に合格し通学生に転じる者もいたが、法曹界はいうまでもなく、政界、経済界で活躍する者を多数輩出したのであった。

このような在外員制度の隆盛が、創立以来充実に努めてきた講義録の刊行によってもたらされたものであることはいうまでもない。『法学新報』では、講義録の資質と特色についてつぎのように述べられている。⁽⁸⁾

○講義録の実質 講義録は其学年中講師の教場に於て口授したるもの、筆記なり是故に各科目共凡て細論詳説を掲載し苟も陳套なるものを登録せされは各種受験の準備に於て些の遺憾なからしむ

講師は内外の法学大家にして其授業科目は帝国憲法、行政法、国際法、刑法、刑事訴訟法、民法、商法、民事訴訟法、経済学、財政学等一として文官高等試験、判検事弁護士試験等に必要ならざるはなし

○講義録の特色 校正の綿密なること、紙質の精良なること及び発刊期日の正確なること、其行文の平易簡明にして初学者と雖も解し難きの患なからしめんことを期する等は本校の最も留意する所にして記事欄中欧米に於ける最新の学説判例、我法界の疑問に對して大審院の下したる判決の批評、時事問題に對する大家の意見等は興味津津手を釈く能はさるものあるへし

大学が講義録についてこのような誇りと自負心をもつことは、発行者として当然のことではあるが、社会的にも講

義録は従来にもまして高い評価を受けていたのであった。⁽⁹⁾

●東京法学院大学講義録 同大学講義録は体裁内容共に整備し居り其印刷の鎖末なる点にまでも注意を払ふことは印刷業者尚ほ称讚する所にして同種中の白眉なるが新学年に於ては帝国大学以外に於て聴くことを得ざる穂積博士の憲法、岡野博士の商法、土方博士の民法、奥田博士の親族、相続等の講義を掲載し校外生の月謝は五十銭なれども薄給者其他紹介ある者には三十五銭に減額する由なれば例に依り多数を占ることなるべし

「同種中の白眉」とまで賞賛された講義録の刊行はきわめて順調に行われ、明治三七年度の場合は、年度末の九月二八日付で完結広告が出されている。⁽¹⁰⁾ それによれば、「各級共一回と雖も其発行期日を衍らす」予定どおり刊行が完了し、紙数についても各級を通じて定数外三千頁の増加となったと大書されている。また、在外員に限らず、講義録を取り揃えたいと希望する者には「一級分金四円五拾銭（郵税共）つ、即ち三級全部金拾三円五拾銭にて相頒つ」と案内したほか、在外員の入学志望者には「郵券拾五銭を送付」すれば講義録の見本も送ると伝えている。まさしく、在外員制度の隆盛と不可分の講義録の充実のほどの一端が、この広告からもうかがうことができるのであった。

注

(1) 前掲『中央大学史資料集第一集』五八〇―六六頁、六八〇―七三頁、八八〇―九五頁。

(2) 同右、七六頁。

- (3) 校名改称にあたっては、新校名として東京法政大学・東京法律大学・東京法学院大学・東京大学法学院大学・東京大学などの候補があがったが、結局「東京大学」という名称で認可を申請することとした。しかし、当時の東京法学院院長であった菊池武夫が文部省に出向いてこの東京大学の名称を申請したところ、東京帝国大学（現東京大学）の前身がまさに「東京大学」であったため、了解がえられなかったという経緯があった。「申請に対し文部省は、この名称は東京帝国大学と紛わしく好ましくない」として許可しない。文部次官岡田良平は菊池院長に、君等はこのような名称を附して平将門を気取るつもりか、などと極端な言葉をすら吐いたということである。そこで学校当局では再議の末、社会一般に文部省流の見解が行われることの結果を慮って、東京法学院大学と訂正して認可を得たのであった」（『中央大学七十年史』七五頁）。
- (4) 「東京法学院大学学制一覽」（『法学新報』臨時増刊、第一三卷第九号、一九〇三年八月）。
- (5) 『法学新報』第二二五号、一九〇一年八月、九三頁。
- (6) 前掲「東京法学院大学学制一覽」、沿革略の項、一一一―一三頁。
- (7) 同右、在外員と講義録の項、一―二頁。
- (8) 同右。
- (9) 『法律新聞』明治三十七年九月一〇日付、第二三〇号。
- (10) 同右、明治三十七年一〇月一〇日付、第二三六号。

八 経済科に広がる在外員制度

一九〇三年（明治三六）八月に「時勢の進運」をふまえて大学組織をとるに至った東京法学院大学では、翌年の日露戦争を契機にさらなる発展をめざす議論が高まっていた。議論の方向は、主として日露戦後の新事態に対応した大学改革を行おうとするもので、具体的には、法律の一科にくわえて経済商業に関する学科を増設し大学の総合化を図るべきであるというものであった。この総合化については、法律科の中に経済科目が順次取り入れられてきていることから、実現可能性としては経済科の開設が容易であろうということ、一九〇五年（明治三八）二月二三日の社員総会でその件が決定された。この経済科の新設決定については、同時に校名を改称しなければならないという議論

をとまなうことになり、新校名を中央大学とすることもあわせて決定されたのであった。⁽¹⁾

東京法学院は直ちに文部省に校名改称および改革内容をもりこんだ学則改正の認可を申請し、その認可は八月一日におりた。ここに今日まで続く「中央大学」の新生となったのである。⁽²⁾

この校名改称にともない東京法学院大学の在外員制度も中央大学の在外員制度に改まることになり、新たな在外員規則の制定となった。⁽³⁾ この一九〇五年の新在外員規則と旧規則とで相違しているのはつぎの二点であった。まず第一は、経済科の新設に対応して「経済を学修する所の在外員」も募集することとなったことである。すなわち、法律科の講義録とらんで経済科の講義録が発行されることとなり、第三条で「法律科第一年度講義録は毎五日、二十日、第二年度十日、二十五日、第三年度十五日、三十日、経済科第一年度講義録は三日、十八日、第二年度八日、二十三日、第三年度十三日、二十八日を以て一个月両科各級二回宛発兌す」と定められた。第二は、それまでの九〇ページ以上という標準を改め、第四条で「講義録は一冊の紙数百五十『ページ』を標準とす」と定めていることである。これは、すでに見たように、三七年度に定数外の紙数が三千頁に及んでいるというような実状と、各級一か月三回発行を二回に減じることにしたことを考慮した結果であろう。

これら法律科・経済科の二種の講義録についていえば、以下に述べられているように、四年後に開設される商業科関係の科目が多数経済科の科目として配置されていたのであった。⁽⁴⁾

講師は内外の諸大家にして法律学科に在りては其授業科目は帝国憲法、行政法、国際法、刑法、刑事訴訟法、民法、商法、民事訴訟法、経済学、財政学、経済学科に在りては経済学総論、純正経済学、貨幣論、信用並銀行

論、交通政策、農業政策、商業政策、殖民政策、社会政策及工業政策、保険政策、財政学、歳計予算論、統計学、経済統計学、簿記学、民法、商法、破産法、刑法、憲法、行政法、国際公法、国際私法、商業史、商品学、商業地理（随意科として簿記、商業算術、商業文等を課す）等にして其各試験に必要なのみならず苟も経世に志あるの士は一読の必要あるへし

そして、この年の在外員募集広告はつぎのように案内している。⁽⁵⁾

●在外員 本大学講義録の配達を受けて法律、経済を学修するところの在外員を募集す○在外員ハ無試験にて何時にても何れの級を問はず随意入学することを得又三学年を兼修せば一年にて全科目を修了することを得月謝ハ五十銭とす然れども諸官庁公衛会社商店其他公私の就職者ハ特に三十五銭とす○在外員にハ種々の特権ありて学則に詳なり

●経済科新設 本学事業の拡張と共に経済科を新設し組織を完全にし講師を撰択して斬新なる学理と其応用とを授け斯学の発展を計り且つ実務に堪能の士を養成せんことを期す

この広告でとくに注目されるのは、在外員の月謝について「月謝ハ五十銭とす然れども諸官庁公衛会社商店其他公私の就職者ハ特に三十五銭とす」と、案内されていることである。先に取り上げた一九〇四年の「東京法学院大学講義録」記事の中で「薄給者其他紹介ある者には三十五銭に減額する由」が伝えられていたが、⁽⁶⁾中央大学と改称するの

を契機に、この一九〇五年から勤労者である在外員入学志望者の月謝を値下げし、優遇する決定を行ったものと思われる。ただ、なぜその点を在外員規則で明記しなかったのか、その理由は明らかではない。しかし、経済的理由からやむなく通信教育を希望せざるをえない若年勤労者がなお多数存在している当時の日本の状態からすれば、これら勤労者の経済事情を考慮し、学費の面で優遇措置をとることは、通信教育本来の在り方にもかなうことであり、大きな改善といえるであろう。⁽⁷⁾

さらに翌一九〇六年（明治三九）の在外員募集広告を見ると、「在外員の月謝ハ四十銭とす然れども官庁公衛会社其他公私の就職者ハ特に三十五銭とす」とあるように、⁽⁸⁾月謝について一〇銭の値下げが行われ、通信教育の門戸をより開かれたものになっている。

このような諸種の改善は在外員規則の整備、改正をさらに必要とすることはいうまでもなく、一九一一年（明治四四）の時点での在外員規則は、つぎのような内容となるに至っている。⁽⁹⁾

中央大学在外員規則

第一章 通則

第一条 本大学は登校して親しく講義を聴聞する能はざる者の為め在外員の制を設け本大学講義録を頒て修学の便を与ふ

第二条 講義録は法律科及経済科の二種とし両科共第一年級第二年級第三年級の三級に分つ

第三条 法律科講義録登載科目左の如し

中央大学における戦前の通信教育（菅原）

経済学	破産法	訴訟法	刑法	商法	民法	国法学	法学通論	科目 級別
経済学			刑法汎論		債権法、親族法 民法総論、物権法	憲法	法学通論	第一年級
		民事訴訟法 刑事訴訟法	刑法各論	商行為論、手形法 商法総論、会社法	相続法 物権法、債権法			第二年級
財政学	破産法	民事訴訟法		保険法、海商法		行政法		第三年級

商業地理	商業史	簿記学	統計学	財政学	経済学	科目 級別	国際法
商業地理	商業史	簿記学	統計学		経済学総論	第一 年 級	
			人口及経済統計学		貨幣論、農業政策 交通政策	第二 年 級	国際公法
				財政学	信用竝銀行論、商業政策、植民政策社会政策及工業政策、保険政策	第三 年 級	国際私法

第四条 経済科講義録登載科目左の如し

民法	民法総論、物権法 債権法	物権法、債権法	
商法		商法総論、会社法 商行為論、手形法	保険法、海商法
国法学	憲法		行政法
国際法		国際公法	国際私法

第五条 講義録は各学年共毎月二回之を発行し壹冊の紙数百五十頁を標準とす若し学年末に至り掲載し尽さざる科目あるときは号外を發行して完結す

第六条 法律科講義録の發行日左の如し

第一年級 五日 二十日

第二年級 十日 二十五日

第三年級 十五日 三十日

第七条 経済科講義録の發行日左の如し

第一年級 三日 十八日

第二年級 八日 二十三日

第三年級 十三日 二十八日

第八条 講義録には講義を掲載する外法律経済に関する學術上の有益なる記事及広告類を掲載す

第九条 在外員の学年は十月一日に始まり翌年九月三十日に終る

第十条 在外員には各自其証票を交付す

第二章 入学及退学

第十一条 在外員は試験を要せず何時にても各級へ入学することを得

第十二条 在外員たらんと欲する者は左記の在学証に月謝を添へて申込むへし

法律科（若くは経済科）在外員第一（若くは二、三）年級在学証
私儀今般貴大学法律科（若くは経済科）在外員として入学御許可
相成候上は在学中御規則堅く相守可申候

年 月 日 族籍現在所

姓 名 印

年 月 日 生

中央大学御中

第十三条 学年の中途より入学する者と雖も講義録の初号より順次配付すへし但現月以前の月謝は適宜之を分納することを得

第十四条 在外員は各級を兼修することを得此場合に於ては各別に在学証を差出すへし

第十五条 退学せんとする者は退学届書と共に在外員証を返付すへし

第三章 試験

第十六条 在外員にして卒業証書を得んと欲する者は其学年の終る前在外員係に申出て各学年若くは第三年級の終に於て試験を受くへし

第十七条 試験は通信試験とし申込により試験問題を受験者各自に送付して答案を徴するものとする
試験挙行の期日及其受験手続は各学年の終に於て講義録に之を公告す

第十八条 試験成績優等なる者は次学年の月謝の全部若くは一部を免除し又は賞品を授与す

第四章 質疑

第十九条 在外員は講義録に登載する諸科目に付疑問あるときは通信を以て質疑を為すことを得

第二十条 質問書は総て本大学質問委員に宛て送付すへし

第二十一条 質問書には講義録の名称号数（合本に為したる為め号数を見出し難きときは此限にあらず）科目並に頁数を示し疑問の要点を明瞭に記載すへし

第二十二条 質問の主旨不明瞭と認めたるもの若くは質問通信の文意了解し難きもの又は擬律擬判に係るものは解答せざるへし

第二十三条 質問解答にして参考に供するの価値ありと認むるものは時々講義録に掲載すへし

第五章 特権

第二十四条 六ヶ月以上在外員となり現に継続する者にして校内生に転する時は入學料を免除す

第二十五条 在外員にして試験を了したる者は左の區別に従ひ無試験にて校内生に編入す

一、第一年級の試験に及第したる者は第一年級

二、第二年級の試験に及第したる者は第二年級

三、卒業証書を有する者は第三年級

第二十六条 第一年級の及第証明書を有する者にして第二年級へ第二年級の及第証明書を有する者にして第三年級への編入を望む者は特に既修学科目中数科の試験を行ひ之に及第したるときは其志望の年級に編入を許す

前項の試験は本大学に於て之を行ふ其科目、期日及方法は予め之を指定す

第二十七条 前二条に依り校内生に転する者は之を法律学科、経済学科専門科別科生とす但本大学學則に依り正科生たるの資格を有する者は之を正科生に編入す

第二十八条 在外員は本大学図書館の書籍を閲覧することを得へし

第二十九条 在外員は本大学の討論會、講談會及訴訟演習等に出席することを得へし

第三十条 在外員は本大学出版の書籍、雜誌等の特価にて購入することを得へし

第三十一条 在外員に対し時々懸賞問題を出して論文を提出せしめ優等者には第十八条の例によりて授賞す

第六章 學費

第三十二条 在外員は月謝として各年級一个月毎に金四拾銭を納付すへし但左の資格の一を有する者に付ては特に金参拾五銭に減額す

一、 巡査、看守、憲兵及陸海軍下士官以下の者

二、 諸官衙公衙の雇員

三、 諸学校生徒及雇員

四、 会社、銀行、商店、弁護士事務所其他私家の雇員

第三十三条 欧米各国其他日本郵便局の設置なき外国に在り講義録の配付を請ふ者は規定月謝の外郵送料として各年級毎に一个月金二十銭を納付すへし

第三十四条 月謝は毎月二十五日迄に翌月分を前納すへし但数月分を前納するも妨なし

第三十五条 月謝を前納せざる者には講義録の配付を停止す

第三十六条 月謝は振替貯金を以て払込むへし但都合により郵便為替にて払込む者は受取人を中央大学会計係とし又為替払渡所は神田小川町通郵便局を指定すへし

第三十七条 振替貯金にて月謝を納付する者は払込通知票の表、裏面に必ず左の記入を為し且つ送金の都度登記料金一銭を加送すへし

一、 表面 口座番号欄に 東京四七六二番

加入者氏名欄に 中央大学

二、 裏面 金何銭 但法律科（若くは経済科）何年級何月分

金一銭 但振替貯金口座登記料

第三十八条 入学の際振替を以て月謝を納付する者は前条裏面記入の外第十二条に定めたる在学証と同一の記入を為すへし但し本書末尾に添附せる用紙を用ゆるときは記入を要せず

第三十九条 月謝を払込むときは引続き講義録を配付するを以て別に受領証を出さず

第四十条 本人の都合により中途退学する者既に払込みたる月謝の残余あるときは之に対する講義録を配付し現金の返戻を為さず

第四十一条 納付すべき金員に付ては総て郵券代用を許さず

第七章 雑則

第四十二条 講義録に落丁あるときは其講義録の名称、年級、号数、学科名落丁の頁数を明記して追送を請求すへし

第四十三条 各所定年限の講習を終へたる者には其希望に依り証明書を付与す

第四十四条 在外員にして已むを得ざる事故により其資格を他人に引継かしめんとするときは授受両者連署して届出つへし

第四十五条 月謝送付及照会の信書は総て学科、年級及氏名を楷書にて認め在外員係宛差出すへし

第四十六条 在外員住所氏名を変更したるときは其学科と新旧両住所及氏名とを併記し直に之を在外員係に通知すへし

この一九一一年の在外員規則は、一九〇五年のそれと比べると、再び章立ての構成が復活して全七章となり、条文も全四六条と一一か条増えている。内容についても、各級別の講義録登載科目を明示するようにしているほか、在外員の「特権」の章が新たに設けられていて、在外員の編入その他の規定がここで整備されてきている。また、前述の月謝減額対象者についても、第三二条で明文化されているし、試験成績が優秀なものについては、第一八条で次学年の月謝の減免あるいは賞品授与を行うことを定めるなど、在外員の勉学意欲を高める工夫も施されている。総じて規則としては、在外員入学志望者にわかりやすい編成がとられていて、この規則を手にするものへの十分な配慮がうかがえる。

諸学校にさきがけて高等専門教育の校外普及に努めてきた中央大学の校外生制度、在外生制度、そして在外員制度は、創立四半世紀を迎えたこの明治末年に至って、一応の到達点に達したと評価することができるであろう。

注

- (1) 中央大学という名称については、現在のところ、つぎのようにまとめられている。「中央大学という名称は、学士会から校名改称の建議が出されて明治38年2月23日の社員総会で中央大学と改称する件を議決されるまでに約1年を要したが、『中央』のこの字の出どころと理由は明らかでない。『中央大学20年史』は、この名称に『浩洋として濶く』、未来に向けての『発展は殆ど際涯なきが如し』の意味をこめていと述べている。また『中央大学70年史』では、その名は中央大学が『學術の中枢』になることを期し、同時に大学の所在地である神田が『東京の中央』にあたり、東京は日本の中央であるというふくみがあると推定している。いずれも一応、筋の通った見解である。と同時に創立者の一人穂積陳重が留学当時記した『滯英日記』のなかで、ミドル・テムブルを『中央法院』と訳しているように、中央大学は、穂積、増島六一郎や岡村輝彦、土方寧などの母校ミドル・テムブルのイメージを重ねあわせて、その名をあみだしたとみてよい」（前掲『図説中央大学』四六頁）。なお、真田芳憲『中央大学』という名称のこと（中央大学「草のみどり」編集委員会編『草のみどり』第一三号、一九八六年六月）を参照。

表8 明治41年度講義録収支予算表

収 入		支 出	
第1項 在外員月謝	4578円	第1項 校正料	720円
第1目 法律科在外員月謝	3276	第2項 編輯員給 (4人)	780
第2目 経済科在外員月謝	1302	第3項 事務員給 (2人)	420
第2項 講義録代	2970	第4項 賞与 (年2回6人)	200
第1目 法律科講義録代	1080	第5項 印刷物諸費	6200
第2目 同 校内生講義録代	900	第6項 郵便費	430
第3目 経済科講義録代	360	第7項 広告料	500
第4目 同 校内生講義録	630	第8項 常用紙・状袋及発送帯紙	20
第3項 不足補充額	1750	第9項 雑費	28
合 計	9298円	合 計	9298円

(2) 校名改称について、中央大学の広告はつぎのように述べている。「東京法学院大学は創立二十年に際し国運の発展に伴ひて其事業を拡張すべきことを決定し茲に中央大学と改称す」(前掲『図説中央大学』四七頁)。

(3) 「中央大学学制一覽」(『法学新報』第一五卷第九号、一九〇五年八月)。

(4) 同右、在外員と講義録の項二頁。

(5) 『万朝報』明治三八年九月二一日付、第四三三〇号。

(6) 『法律新聞』明治三七年九月十日付、第二三〇号。

(7) 勤労者に対する月謝減額の優遇措置は、通信教育を行っている他大学でもこのころ同じように実施されている。たとえば明治大学の一九〇五年の法科・商科校外生募集を見ると「校外生月謝ハ法科四十銭、商科四十五銭、但諸官庁公衛会社商舖其他公私の就職者ハ特に法科三十五銭、商科四十銭」と案内されている(『万朝報』明治三八年九月二九日付、第四三三三三八号)。

(8) 『万朝報』明治三九年九月二二日付、第四六九六号。

(9) 『中央大学学制一覽』一九一一年八月。

九 在外員制度の廃止

——結びにかえて——

一九〇五年(明治三八)に経済科とともに構想されながら、なかなか実施に移すことができなかった商業科の新設は、それから四年後の一九〇九年(明治四二)に実現した。中央大学は、この商業科の設置により、総合大学へとさらにその歩みを一歩進めたのであるが、在外員制度をこの新設の商業科へも拡大する措置はとくにとられなかった。

しかし、商業科が設置された一九〇九年一〇月、すなわち在外員の新学期を迎えて「講義録の配送を受けて法律経済を学習する所の中央大学在外員は本月を始期とする新学年に於て法律科、経済科共入学者大に増加し前学年に比して倍数の多きに達せり」という記事が出されているように、⁽¹⁾在外員制度の経済科への拡充が在外員入学志望者の増加をうながしているとすれば、商業科の設置にもなって、商業科への在外員制度の拡充が図られてもよかつたように思われる。なぜその措置がとられなかつたのか、今日となつては史料もなく判然としないが、その理由としてはつぎのようなことが考えられる。まず、商業科をようやく設置できる運びにまでこぎつけたが、独立の体系的な商業科講義録刊行の体制が、大学側としてなお準備できなかったのではないかということである。また、経済科講義録の中にすでに商業科関係の諸科目が含まれているとすれば、あらためて経済科と一線を画するかたちで商業科の講義録を發行しなくてもよいという見方が、大学関係者の中で生じたということであつたのかもしれない。さらにいえば、総合大学への道をめざすということとの関係で、正規の大学教育の充実がまず先行し、一定段階に到達している通信教育への配慮が相対的に薄れつつあつたということも考えられる。すなわち、高等専門教育体系の整備は入学志願者の資格を厳にすることにつながり、入学資格を問わず無試験制で入学を許可する在外員制度のような通信教育は、その規則が学則とは別の規則として位置づけられてくるところに示されているように、ますます体系からはずれる教育方法として位置づけられるようになってくるのであつた。したがって、中央大学の創立以来の通信教育についても、近代社会が成立し、その教育秩序体系がしだいに確立してくるにつれ、その役割や機能がある面において変化して行くことは、避けられないことであつたのかもしれない。あわせて、高等専門教育機関としての基盤が整つてくれば、学校財政面においても、在外員月謝や講義録頒布収入の占める比重もしだいに減じてくるようになる。表8は、一九

○七、八年にかけてのすなわち明治四一年度の講義録収支予算案であるが、在外員月謝はこのころ四〇銭であるから、この予算では、約一一四〇人ほどの在外員数が見込まれている。したがって、在外員のその後の伸びを考慮に入れても、明治末から大正初年にかけての全収入における在外員関係収入は相対的に減少しつつあったと思われる。

商業科の設置がかならずしも在外員制度の拡充につながる背景として、以上のような見方が成り立つとすれば、在外員制度はなお維持されるとはいえず、その発展はもはや望みえない状況を迎えたということができる。一九一七年（大正六）六月、中央大学は失火により校舎、図書館が全焼し、ビルクマイヤー文庫をはじめとする貴重な蔵書を焼失したが、その五か月後に大学が出した『中央大学学制便覧』という学則を主要内容とする五〇頁余の小冊子を見ると、在外員制度は独立した項目として掲載されていない。法律、経済ノ両科講義録ヲ発行シテ之ヲ在外員ニ頒チ且ツ校内生ノ参考ニ資ス」と記されているにすぎない。⁽²⁾ 通信教育生である在外員は、通学生である校内生すなわち「学生」と截然と区別され、この小冊子の記述が端的にものがたっているように、ますますその隔たりが大きくなってきていることがわかる。

まさにその意味において、一九一八年（大正七）一二月六日公布の「大学令」に依拠した「中央大学」を設立するにあたって、⁽³⁾ 歴史ある伝統の在外員制度が廃止の運命を余儀なくされるのも止むをえないことであったかもしれない。しかし大正期に入っても、在外員の募集にあたって、在外員制度の廃止を示唆するような文言はいっこうに示されていない。それどころか、大学令公布翌年の一九一九年（大正八）春の段階においても、なお、⁽⁴⁾ つぎのような在外員募集広告が出されているのであった。

中央大学在外員募集

本大学講義録に依りて修習する所の在外員を募集す

新学年 在外員学年の始期は校内生と共に従来の九月を四月に改め来月より新学年を開始し各科各級共初号講義録を発行す入学志望者は此際申込むを最も便とす●講義録は一二三年級に分つ然れども学習の余力ありて各学年を兼修せば一ケ年にて全科を修了するを得べし

法科講義録は五、十の日を以て各級毎月二回宛発行し一ケ年にて必ず完結す○掲載科目は法学通論、憲法、行政法、刑法、刑事政策学、民法、商法、刑事訴訟法、民事訴訟法、破産法、国際公法、国際私法、経済学、財政学等にして其担任講師は斯学専攻の諸名士たり

経済科講義録は三、八の日を以て各級毎月二回宛発行し一ケ年にて必ず完結す●掲載科目は経済学、財政学、農業政策、商業政策、工業及社会政策、交通政策、植民政策、貨幣及銀行論、社会学、統計学、商業学、商業史、経済地理、商品学、簿記学等経済学の全部及び法律学の最要部とす其担任講師は斯学専攻の諸名士にして本邦唯一の経済講義録たり●見本付き在外員規則書は申込あり次第送付す

大正八年三月

東京神田錦町

中央大学

この広告が、校内生・在外員ともに新学年の始期を繰り上げて四月からとするという告知ではじまっていることからも明らかのように、依然として在外員制度の維持を前提としながら、その募集が行われているのであった。そうであるとするれば、前述のような背景はともかくとして、なぜ在外員制度を廃止するという方針が急遽打ち出されること

となつたのであろうか。その点を、大学の最高意思決定機関である評議会の動きから探ってみることにしよう。

一九一九年度の在外員募集広告を出してから一か月後の五月二五日、中央大学は社員総会を開き、大学令による大
学組織をめざして、社団法人中央大学の解散と財団法人中央大学の設立を決定した。そして、七月七日に財団法人中
央大学設立を実現し、大学令による大学設立認可申請の準備を進めていった。

ついで、一月二〇日午後五時より、すでに決議されているところの大学令に依拠した大学設立の準備等を協議す
る臨時評議会が麴町区有楽町の日本倶楽部で開かれた。⁽⁵⁾

この席では、まず岡野学長から「文部省ニ於テ来年度ヨリ新令ニ依ル大学ニ対シテ一个年金貳万五千円ツツ十個年
間基金ヲ補助スルノ案ヲ立テ之ヲ大正九年度予算ニ計上シタリ其校数ハ七校ニシテ本学モ亦大学令ニ依ル大学タルノ
認可ヲ受ケタル上ハ当然其補助ヲ受クルヲ得ヘシ」という報告がなされた。それに続いて、「出来得ル限り是非来春四
月ヨリ大学令依拠ノコトニ致度ケレハ理事者ヨリ至急其手続ヲ為スヘシ」ということを満場一致で決議し、新学則制
定の件も理事者に一任することが決定された。⁽⁶⁾

さらに、翌一九二〇年（大正九）二月二五日午後五時半より、場所も同じ日本倶楽部で定時評議会が開かれ、大正
九年度経費収支予算が審議された。⁽⁷⁾ 岡野学長は予算についてつぎのように説明した。⁽⁸⁾

此本学予算ノ収入第一款学生収入前年ニ比シ著シク増加セシハ従来大学部及予科授業料ハ年額四拾四円ナリシヲ
新学年ヨリ六拾六円ニ専門部同上参拾八円五拾銭ヲ五拾五円ニ増額スルコトト為リタルニ因レリ而シテ此増額ハ
同盟学校ノ協定ニ依ルモノトス尚ホ一言スヘキハ従来法科ハ昼夜二講座アリ経済科ハ夜学ノミニシテ二年級ヨリ

政法経済ト商業経済科ニ二分スルノ制ナリシカ孰レモ不徹底ヲ免カレサレハ今回経済科ヲ政治経済科ト為シ昼夜
 二講座ヲ設ケ商業経済科ヲ廃シテ夜学商科ヲ新設シ商科モ亦昼夜二講座ト為シタリ而シテ昼間授業ハ大学部ニシ
 テ夜学ハ専門部ナリ其結果此款ニ於テ本年ニ比シ多少ノ差異ヲ生シタリ予科授業料ハ本年ノ収入ハ四百八拾人弱
 ノ分ニ当レリ然ルニ新学則ノ定員ハ九百六拾人ニシテ大学令依拠ノ上ハ幾分増加スヘキヲ予想シ一割五分弱ヲ増
 シ五百六拾人分ヲ見込ミ計上シタリ第二款雑収入ノ前年ニ比シテ減少セシハ著書出版繰替廻収金ヲ削除シタルニ
 因ル此削除ハ新ニ出版スヘキ見込ナキト若シアリトセハ臨時ノ繰替金ト為スヘキ見込ナリ而シテ茲ニ掲クル出版
 物収入ハ片山博士ヨリ著作権ノ寄附ヲ受ケタル書籍ノ収入ナリ

支出ニ付テハ第一款ニ於テ本年ニ比シ四割強ノ増額アルカ如キモ本年度ニ入りテハ二回ノ増給ヲ為シ居レハ現状
 ニ一割強ノ余分ヲ見込ミタルニ過キス第二款ノ増額ハ新ニ専任教授ヲ置キ又経済科、商科ヲ拡張シ且ツ従来ノ講
 師報酬ヲ増スカ為メナリ第三款校費ノ増加ハ図書費、印刷費、保険料、雑費ヲ増シ裏手清水氏ヨリノ借地料千四
 百四拾円ヲ新設シタルハ其主タルモノニシテ其他物価ノ騰貴ニ因リ幾分ツ、ヲ増加シタリ第四款ヲ新設シタルハ
 便宜上独立セシメタルナリ第五款ニ法学新報ノ補助費ヲ置キタリ是レハ紙価、印刷費漸次増加シ止マル所ヲ知ラ
 サル有様ナレハ此額ノ損失ヲ予想シタルニ出ツ第六款予備費ヲ多額ニ置キタルハ予科及大学部ハ新令依拠ノ為メ
 種々ノ必要ヲ生スヘク且ツ物価モ低落ノ見込ナク却テ昂騰セントスルノ有様ナレハ是等ノ事情ニ鑑ミ如斯例年ニ
 ナキ額ニ上リタルナリ

次ニ講義録ハ嘗テ申述ヘ置キタル如ク愈々本年度限り廃止スヘシ

判決録ニ関シテハ支出ニ於テ雇員給ヲ廃シテ原稿謄写料ヲ支払フコト、為リテ之ヲ改メタリ

この収支予算が異議なく可決されたことにより、予算説明の最後にある講義録の廃止がいに決定されたのであった。岡野学長の「嘗テ申述へ置キタル如ク」という説明からすると、おそらく前年の春以降の評議会において講義録廃止すなわち在外員制度廃止の方針が打ち出されていたことになる。その点についての記録が残されていないので、どのような審議が行われたのかうかがうすべもないが、支出予算説明にある「紙価、印刷費漸次増加シ止マル所ヲ知ラサル有様」という経済情勢が、講義録廃止の背景の一因をなしていたことがまず予想できる。しかし、大学財政の面からいえば、前年暮れの臨時評議会で岡野学長が報告したように、大学令による大学設立の認可がおりれば、約一年間にわたり年間二万五千円の基金補助が受けられる見込みが一方にあり、また他方、収入予算説明にあるように、授業料値上げによる納付金収入増も大幅に見込まれている。さらに、一九一九年度の決算において約二万五千円の剰余金が生じるであろうという報告や、懸案の大学令による大学設立のための供託金準備すなわち寄付金の申込みも順調に進んでいるという状況をふまえるとすれば、大学財政の観点からのみ、在外員制度の廃止を決定したと説明することはできないであろう。

ところで、この二月の定時評議会では、中央高等予備校の廃止の件も可決されていた。中央高等予備校は、中央大学と校名を改称した一九〇五年（明治三八）に設立認可がおりた付属組織で、年度によっては在学者が千人を数えたこともあり、大学財政に大きく寄与したのであった。この中央高等予備校の廃止について、岡野学長はつぎのように理由を説明し、異議なく承認をえている。⁽⁹⁾

本校ハ高等学校其他ノ学校ニ入学受験者ノ準備ヲ為サシムル為メ設ケタルモノナルカ中央大学ノ大学令ニ依ル大

学タル以上ハ斯卡ル枝葉ノ事業ハ之ヲ棄テテ一意専心真ノ大学ノ完成ニ努力シ度シ若シ幸ニ此廃止案ニシテ可決セラルル場合ニハ之ヲ本年三月限トスルカ或ハ六月迄存置スルカハ其状況ニ依リテ決定シ度ケレハ之ヲ理事者ニ一任アランコトヲ乞フ

この中央高等予備校の廃止理由にある「枝葉ノ事業ハ之ヲ棄テテ一意専心真ノ大学ノ完成ニ努力シ度シ」という方針は、すでに指摘したように、在外員制度にも一脈通ずるところがあると思つてよいであろう。在外員制度をも「枝葉ノ事業」と位置づけるような認識が存在したか否かは明らかではないが、正規の大学教育の確立、「真ノ大学ノ完成」を第一義的に重視する学校運営の基本方針からいえば、正規の教育体系からはずれる傾向を強めつつある通信教育を、大学令による「中央大学」の新生を機として打ち切るといふ決定がなされてもおかしくはない。くわえて「紙ハ依然トシテ其価低落セス印刷費ハ職工増給ノ結果益々昂騰」といふ経済情勢であれば、講義録廃止すなわち結果としての在外員制度廃止は止むをえないという結論に達したのではないかと思われる。

一九二〇年（大正九）五月の『法学新報』は、「在外員及中央高等予備校廃止」という見出しで、つぎの記事を掲載しているのであつた。⁽¹⁰⁾

在外員の制は明治十八年より実施し来りしも最早や其時機にあらざるを感じ前学年限り廃止する事と為りたり中
央高等予備校は三十八年本学内に新設し非常に盛大を極めたるものなりしも受験準備なる事の既に時勢に適せざるを察し且つ校舎も狭隘を告げ本学の入学者を謝絶するの余儀なき場合に立至りたれば旁々前学年限り之を廃止

する事とせり

それから一五年後、創立五〇周年を記念して編纂された『中央大学五十年史』は、この歴史ある中央大学の通信教育についてつぎのようにまとめている。⁽¹¹⁾

英吉利法律学校創設の時代に在りては、何れの学校に於ても、学生各々自ら講師の口授を筆記し、以て記憶に留めたるに過ぎず。然るに本校は創設当初より講義録編輯の機関を置き、之を発行して学生に頒布し、後年経済科の独立するに及んで、新に該科に属する講義録を発行すること猶ほ法科に於けるが如し。講義録の発行は、単り以て在校学生の修学に便ならしむるに止らず、汎く之を校外に頒布し、法学の普及を図るの趣旨に成るものにして、即ち所謂大学拡張の義に外ならず。講義録の頒布を受くる者、当初之を校外生と称し、校名の改正と共に、之を在外員と改む。此制度の一たび成るや、都鄙靡然として之に参加し、爾来法律思想の進歩と共に、講義録に依りて法学を修習する者益々増加し、内地は勿論新領土、支那、南洋諸島、南北両米等の各地に互りて、在外員の存せざる所なきに至る。然るに大正八年校の組織を改め、財団法人を形成するの時、之を機会として講義録の発行を廃め、在外員の制亦随て畢る

建学の精神と深くかかわるかたちで英吉利法律学校創設以来、校外生制度、在外生制度、そして在外員制度とたゆみなく三五年間維持されてきた中央大学の通信教育制度は、一九二〇年三月をもって、ここにいったんその幕を閉じ

ることとなったのであった。しかし、この中央大学の戦前における通信教育制度は、これまで見てきたように、単に中央大学の発展に寄与したばかりでなく、時代が要請する教育の門戸開放、教育の機会均等に十二分に応えてきたのであって、その意義はきわめて大きかったといえるであろう。

注

- (1) 『法学新報』第一九卷第九号、一九〇九年一〇月、一四一頁。
- (2) 『中央大学学制便覧』一九一七年一月、三頁。その奥付には「東京市麴町区元衛町（神田橋内）仮校舎 中央大学」と記されている。
- (3) 大学令による「中央大学」の設立をめぐる問題については、高橋清四郎「中央大学と大学令」（本誌創刊号、一九八九年三月）を参照。
- (4) 『我等』第一卷第五号、一九一九年四月。
- (5) 出席者は、評議会議長の当時学長の岡野敬次郎以下、石山弥平、磯谷幸次郎、石原毛登馬、馬場愿治、原嘉道、馬場鉄一、西川一男、穂積陳重、堀江専一郎、大場茂馬、小倉敬止、大田黒英記、河野秀男、加瀬禧逸、田中文蔵、武田明、中山佐市、卜部喜太郎、山田三郎、二上兵治、小松林蔵、青山衆司、新井要太郎、佐藤正之、岸清一、三宅碩夫、宮岡恒次郎、塩谷恒太郎、土方寧の三〇人で、議決権を委任した欠席者は、伊藤秀雄、稲田周之助、池原鹿之助、林頼三郎、穂積重遠、岡松参太郎、小野瀬不二人、金井延、片山義勝、横田千之助、中橋徳五郎、植村俊平、松本丞治、牧野菊之助、藤田隆三郎、荒井操、棚瀬軍之佐、坂本弥一郎、木下謙次郎、執行軌正、森本邦次郎の二二人であった。
- (6) 「中央大学大学史編纂課所蔵史料」（未整理分）。
- (7) 出席者は、学長岡野敬次郎、石山弥平、池田寅二郎、馬場鉄一、浜田国松、西川一男、河野秀男、田中文蔵、武田明、中山佐市、山田三郎、青山衆司、新井要太郎、佐藤正之、木下謙次郎、宮岡恒次郎、塩谷恒太郎、土方寧、須賀喜三郎の一九人で、議決権を委任した欠席者は、磯谷幸次郎、伊藤秀雄、稲田周之助、井上八重吉、飯田延太郎、馬場愿治、花井卓蔵、堀江専一郎、小野瀬不二人、加瀬禧逸、高野金重、中橋徳五郎、中村啓次郎、卜部喜太郎、牧野菊之助、藤田隆三郎、小松林蔵、永滝久吉、棚瀬軍之佐、佐藤博愛、岸清一、執行軌正の二二人であった。
- (8) 「中央大学大学史編纂課所蔵史料」（未整理分）。

- (9) 同右。
- (10) 『法学新報』第三〇卷第五号、一九二〇年五月、一二六頁。
- (11) 『中央大学五十年史』一九三五年、八六、八七頁。

(専門委員会委員)